

みやぎ型管理運営方式  
優先交渉権者選定基準（案）について

令和2年3月5日

# 総合評価の基本方針

---

- 総合評価とは

- 「価格」と「定性的な提案項目」を総合的に評価する方式

- 価格の評価について

- コンセッションの先行事例では、価格点割合を20%程度としている事例が多く、みやぎ型においても、定性的な提案項目を評価すべく、価格点割合を約20%と設定（価格の評価に重きを置いた先行事例として、価格点割合30%がある）

- 運営権者提案額の割合：20%、下水道事業に係る改築費用：2.5%

- 定性的な提案項目について

- みやぎ型においては、以下の提案項目を重視して3本の柱とした。

- 「4.水質管理 5.運転管理・保守点検」

- 「6.改築・修繕等」

- 「7.セルフモニタリング 8.危機管理 9.事業継続措置」

- 9.事業継続措置については、事業停止に対する県民の不安の声を考慮し配点をした。

- 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献を評価するため、「10.地域貢献」の項目を設置し、評価する。県民向けの広報活動等はこの項目で評価される。

# 配点についての基本的な考え方 1/3

---

## 1. 全体事業方針

- 1-1 本事業等の全体方針 前回 3点→ 今回 7点  
本事業等に対しては、イノベーションや3事業一体運営によるシナジー効果を期待している。また、3事業一体運営のビジョンについての記載も求めている。
- 委員意見を踏まえ、本事業等の全体方針の重要性を勘案し、配点を3点→ 7点に変更した。
- 良の基準を「3事業一体運営、イノベーション及び環境負荷低減に係る創意工夫が明記されている」こととした。
- また、記載上の留意事項において、提案に下記の事項を記載することとした。
  - 3事業一体運営のビジョン
  - 3事業一体運営の効果
  - 新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する方針
  - 環境負荷低減に関する方針

## 配点についての基本的な考え方 2/3

---

### 4. 水質管理, 5. 運転管理・保守点検

- 「4.水質管理 5.運転管理・保守点検」は、3事業の根幹である安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理の継続のため最も重要視すべき項目であることから、最も高い配点とした。
- 上工下水の内訳について、現行の総事業費の割合などを踏まえ、上水10点、工水2点、下水10点の配分とした。

# 配点についての基本的な考え方 3/3

---

## 6. 改築・修繕等

### ● 6-1 改築・修繕方針 前回 4点→ 今回 6点

- 本事業等においては民間事業者によるイノベーションが期待されており、配点を6点に変更した。
- 上工下水について、優の基準を「イノベーションに関する取組が盛り込まれて」いることとした。
- 提案があれば、3事業一体での改築・修繕方針についても記載することや、イノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載することとした。

### ● 6-2～6-4 改築・修繕

- 県として**特定の事業の改築を重視しているわけではなく**、3事業の改築計画を評価しなければならないことから、3事業ごとに改築・修繕を評価することとした。
- 将来の**更新投資推計額の割合**などを踏まえて、3事業の配点を見直し、**工水**の改築・修繕を**6点→ 2点**に変更した。

### ● 6-5 下水道事業に係る改築費用 7点→ 5点

- 運営権者提案額と下水道事業に係る改築費用の重みづけを見直し、下水道事業に係る改築費用の配点を変更した。

# 任意事業の前提

## ●本事業等に係るイノベーション等の提案

- 本事業等に係るイノベーション等の提案は、**本事業等と一体となって実施されるもの**であり、義務事業及び附帯事業に係る提案である。
- 応募者が提案したものは、実施義務を負う。

→**優先交渉権者選定基準に記載のとおり、評価項目となる。**

例：ICT等を活用した運転管理・保守点検の効率化	→ 5.運転管理・保守点検の提案項目へ記載
小水力発電による電力使用量・電力費の削減	→ 6.改築・修繕等の提案項目へ記載
新たな汚泥焼却技術の導入	→ 6.改築・修繕等の提案項目へ記載
下水熱の浄化センター施設内利用	→ 6.改築・修繕等の提案項目へ記載

## ●任意事業におけるイノベーション等の提案

- 任意事業は、義務事業・附帯事業との区分経理を求められているとおり、**本事業等の範囲に含まれない事業を対象**としている。つまり、任意事業におけるイノベーション等の提案は、義務事業・附帯事業との関連性が低い提案と位置付けている。

→**評価しない。**

例：下水資源・エネルギーを活用した植物栽培 浄水場等の空きスペースを活用したレジャー施設の設置・運営
---

# 任意事業の評価

---

## ●任意事業を評価しない理由

- 任意事業を評価した場合、当該任意事業について**運営権者に実施義務を負わせる**必要がある。  
(任意事業の評価を含め選定された事業者が、当該任意事業を実施しないことは、県民等に対して説明ができない)
- 短期間で提案した任意事業の**詳細を検討**した段階で、任意事業の**実施が適切ではない**と判断された場合においても、運営権者は当該任意事業を**実施せざるを得ない**。(実施が義務でなければ実施する必要のない任意事業を実施することになる。)
- 任意事業の実施義務違反に対して**ペナルティ**を課し、運営権者に費用負担を求めることによって、義務事業・附帯事業に悪影響を与えることはみやぎ型の求める姿ではない。
- 義務を負った任意事業を実施しない場合は**実施契約違反**となり、**契約解除事由の一つ**となる。義務事業・附帯事業に問題がない場合であっても、契約解除が想定されることは、みやぎ型の求める姿ではない。
- **実施義務を負わせない**ことにより、むしろ**自由な提案**がされるのではないか。

- 任意事業の記載は、提案項目とは別の様式にて認める。
- 任意事業については、運営権者は実施義務を負わない。
- 任意事業については、評価しない。